

大分類 **5** 歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類 **1** みどりとうるおいのある環境整備

小分類 **1** みどりの保全・
緑化の推進

現況と課題

都市の「みどり」は、人々の感性を磨き、豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を形成するなど、将来に残すべき市民共有の財産です。また、災害発生時には、避難路、火災の延焼防止帯などとして多様な機能を有しています。さらに、「緑のオープンスペース」は、良好な環境の維持・形成に重要な役割を果たしているほか、都市の安全性の確保、潤いのある都市景観の形成や、レクリエーションの場の提供など、多様な役割を有しており、市民生活に欠くことのできないものです。

本市では、市域の7割以上が緑で占められており、市全体としては緑が豊かに残っていますが、そのほとんどは東部の山麓丘陵地にあります。このため、市街地の緑化は特に重要であり、市街地等における緑地面積や都市公園等の整備面積を増加させる必要があります。

現在、「みどり」の保全と緑化の推進のため、緑化の普及・啓発の様々な取組を実施する中で、緑地面積は微増傾向にあります。また、近郊緑地や山林などの保全や、都市緑化・地域緑化の中心的な役割を担う先導的なモデルとして公共施設の緑化にも取り組んでいます。また、都市緑化基金事業等を活用して民有地の緑化も進めていますが、より効果的に緑化施策を進めるためには、市民と協働、役割を分担することが重要です。このため、緑化活動への市民協働・市民参画につながる事業を継続して実施し、市民のさらなる緑化への意識高揚を図るとともに、緑化活動を行う人材の後継者を育成し、花と緑あふれる地域環境の創出に努めることが必要です。さらに今後は、市民が「みどり」と潤いをどのように実感しているかを把握し、より効果的な取組を検討する必要があります。

目標

市民が「みどり」と潤いのある環境を実感できるよう、市街地を中心として市民と一体となった「みどり」の保全と創出に努めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
市街地等における 緑地面積の割合	24.5% (平成21年度)	↗	30% (平成32年度)	

取組の方向

1 みどりの保全と緑化の推進

良好な市街地の環境を形成するため、「みどり」の保全に努め、公共施設や民有地の緑化を推進します。

2 緑化の普及・啓発

市民の緑化意識の高揚を図るため、緑の文化拠点である植物公園を中心とした緑化の普及・啓発に努めます。

3 緑化活動への支援

市民と協働して緑化の推進に取り組むため、緑化ボランティア等市民の主体的な緑化活動への支援を推進します。



まちかどふれあい花壇



みどりのボランティア活動



緑化フェア

関連部門計画

- 宇治市みどりの基本計画

大分類 **5** 歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類 **1** みどりとうるおいのある環境整備

小分類 **2** 公園・緑地の
有効活用

現況と課題

市街地の公園数は2009年（平成21年）度から2012年（平成24年）度までの4年間で3箇所増加し、498箇所ありますが、この内都市公園182箇所と京都府立公園2箇所を含めた面積は、2012年（平成24年）度末現在で143.7ha、市民一人あたりでは7.48㎡となり、「みどりの基本計画」に定めた市民一人あたりの都市公園面積目標（14.79㎡）を下回っています。

一方、市民のライフスタイルやニーズの変化によって、公園の活用方法が異なり、公園に求められる役割や機能も多様化しているため、既存公園の機能を見直し、市民ニーズに対応した整備に努める必要があります。

また、2012年（平成24年）度に策定した「公園施設長寿命化計画」に沿って、計画的かつ効率的に公園施設の維持管理に努める必要があります。

黄檗公園や西宇治公園などの地区公園は市民の利用が多く、幅広いニーズに対応しながらの整備が必要です。黄檗公園については、計画的に再整備事業に取り組み、防災拠点としての機能強化を図る必要があります。

今後は、市民が質の高い生活空間で潤いと安らぎを実感できるよう、さらなる市民参画を図り、市民と行政の協働による公園整備を進めることによって地域住民の利用を一層充実させ、多くの憩いの場を提供できるよう努める必要があります。

都市緑化を推進するため、植物公園を「緑の文化拠点」として1996年（平成8年）に開園し、「緑の相談所」、回遊式温室の「緑の休息所」や植物で描かれた壮大なレリーフの「花と水のタペストリー」など様々な施設を整備してきました。都市緑化月間における宇治市緑化フェア等、市民参加が可能な各種イベントや展示会・講習会などイベント内容に工夫を凝らし、2012年（平成24年）度は3年ぶりに入園者が10万人を超えました。今まで以上に入園者の増加を図る取組に努めるとともに、今後も都市緑化推進の拠点としてその役割を担うため、さらに効果的、効率的に都市緑化の普及・啓発を推進していく必要があります。

目標

市民に潤いと安らぎのある生活空間を提供するため、公園の整備と機能強化に努め、公園・緑地を有効活用できるように努めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備 考
市民1人あたりの 都市公園の面積	7.48㎡/人	↗	14.79㎡/人 (平成32年度)	
植物公園入園者数	105,928人	↗	130,000人	

取組の方向

1 公園・緑地の整備

ライフスタイルや市民ニーズの変化に対応するため、地域の実情に応じた公園・緑地の整備を行います。

2 公園・緑地の適正な管理

公園・緑地が安全で快適に利用されるため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

3 植物公園の活用

市民が自然と緑の文化に触れ合う場を提供するため、植物公園を活用し、各種講座・相談・情報提供を行います。

4 黄檗公園・西宇治公園の活用

市民の幅広いニーズに応えるため、運動施設を備えた黄檗公園・西宇治公園を活用するとともに、黄檗公園を防災拠点として再整備に取り組みます。



黄檗公園



植物公園



西宇治公園

関連部門計画

●宇治しみどりの基本計画

現況と課題

本市は、世界遺産の宇治上神社・平等院をはじめ、数多くの社寺や、宇治茶に関連する伝統的な家屋も多く残され、歴史的な資産に恵まれています。さらに、宇治川や東部の山麓丘陵地には豊かな自然が残るなど非常に恵まれた環境にあり、優れた都市景観が形成されています。

近年、都市の環境問題とともに、景観に関する市民の関心は高まっています。都市化の進行は、優れた都市景観にも大きな影響を与え、危惧すべき問題を発生させることがあるため、良好な景観形成に向けて、2005年（平成17年）に「景観法」に基づく景観行政団体になり、2008年（平成20年）度に「宇治市景観計画」を策定しました。

近年では、2009年（平成21年）度に宇治川太閤堤跡が国の史跡に指定されるとともに、宇治川に代表される自然景観を骨格とし、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される独特の宇治の文化的景観が評価され、国の重要文化的景観に選定されました。さらに、良好な景観形成のため、中宇治地区に加えて2010年（平成22年）度より白川地区を、2013年（平成25年）度より黄檗地区を「景観計画重点区域」に指定しました。今後、重要文化的景観地区を同地区（白川地区、黄檗地区）に拡大する取組を推進し、歴史と調和したまちづくりを進める必要があります。

宇治川太閤堤跡については、史跡を保存するとともに、その周辺地域を含めた宇治観光の新たな拠点の整備が求められており、引き続き計画的に事業に取り組んでいく必要があります。

また、歴史的な資産と一体となったまちづくりを行うため「宇治市歴史的風致維持向上計画」を2011年（平成23年）度に策定しました。歴史的な建造物の修理や道路環境の整備など、歴史的風致の維持向上を図るための事業を推進する必要があります。

良好な都市景観の形成は、行政主体の施策により実現できるものではなく、地域住民の主体的な取組や理解を進めることが重要です。市民がまちづくりへ参加できる取組を推進し、今後も景観への関心や意識を高め、市民が主体となって、屋外広告物も含めた良好な景観の形成を進める手法の検討を行っていく必要があります。また、社会状況の変化に応じて、「宇治市景観計画」の見直しを含め検討する必要があります。

目標

歴史的な資産と一体となった都市環境を創出するため、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観を保存し、まちづくりに活用するとともに、宇治川太閤堤跡とその周辺地域を含めた歴史と調和したまちづくりに努めます。

住環境整備・景観保全を図るため、地域住民の主体的な取組を支援し、歴史・文化遺産と調和し、また、地域の特性に応じた良好な都市景観の形成への取組を進めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
宇治川太閤堤跡の 拠点整備進捗率	推進	推進	完成	
重要文化的景観地区選定面積	228.5ha	520.0ha	520.0ha	
景観計画重点区域面積	520ha	555ha	555ha	

取組の方向

1 宇治川太閤堤跡の保存・活用

国の史跡に指定された宇治川太閤堤跡を保存し、その活用を図るため、周辺地域を含めて「秀吉とお茶」をテーマとする施設整備を行います。

2 重要文化的景観の保存・活用

重要文化的景観に選定された宇治の文化的景観を守り、市民の誇りにつなげていくため、文化的景観のPRに努めるとともに、保護に必要な修景整備等を進めます。

3 歴史と調和した取組の推進

「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って、歴史と調和したまちづくりを推進します。

4 景観形成活動への支援

良好な都市景観を保全するため、周辺景観と調和した建築物等への規制・誘導を行うとともに、良好な景観形成への支援を行います。

5 都市景観の保全

市民・事業者・行政の協働による都市景観形成を促進するため、必要な支援を行うとともに、啓発活動を推進します。



宇治川太閤堤跡



重要文化的景観

関連部門計画

- 宇治市歴史的風致維持向上計画 ●宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想
- 文化的景観保存管理計画 ●宇治市都市計画マスタープラン ●宇治市景観計画



大分類 **5** 歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類 **2** 歴史と景観が調和したまちづくり

小分類 **2** 文化財保護と
伝統文化の継承

現況と課題

宇治は、豊かな歴史と文化を誇るまちです。中世に成立した茶の湯は、宇治を有数の茶どころとして繁栄させ、日本文化を代表する「茶道」として昇華し、その伝統は今も脈々と引き継がれています。

時を経て今、市民の日常生活の中に営々として息づく伝統文化や年中行事として大切に継承されてきた伝統行事があり、担い手の育成や記録作成などを検証し、保存活動に努める必要があります。

恵まれた歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるため、貴重な文化財や伝統行事について市民と行政がともにその重要性を理解し、協働により保護・継承を図る必要があります。

また、世界遺産の宇治上神社・平等院をはじめ、数多くの文化財は宇治の歴史とそこに生きた人々の営みを知ることができる貴重な歴史・文化遺産であり、宇治茶の生業が結び付いて形作られた宇治の文化的景観は、高く評価されています。

さらに、発掘調査による建造物跡や経塚を確認した白川金色院跡、宇治川太閤堤跡の遺跡の発見と国史跡の指定など、全国的な重要遺跡の全貌解明と埋蔵文化財に関する情報を発信することにより、文化財の保護に努めています。

一旦失われると二度とは再生できない貴重な文化財を次世代に継承していくため、保全、防災面においても施策の一層の充実に努めるとともに、宇治市文化財みまもり隊等地域と連携した防災組織を充実させ、周辺市街地を含めた一体的な防災力の向上を図っていく必要があります。

目標

恵まれた歴史と文化をまちづくりの基盤とするため、文化財等の重要性についての市民理解を深める取組に努めるとともに、保護・活用に関する取組を推進します。また、市民と行政が協働して文化財防災に関する取組を推進し、貴重な文化財や伝統文化を次代に継承していきます。

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
有形文化財の保存率	100%	100%	100%	

取組の方向

1 文化財の保護・活用

文化財の保護・活用のため、それらの適切な管理と修理の充実に図るとともに、文化財をまちづくりに活用します。

2 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財を保護するため、開発等に際して埋蔵文化財等の貴重な遺跡に関する調査研究を推進するとともに、市民・事業者への情報発信の強化を図ります。

3 伝統文化の継承と支援

伝統文化を継承するため、これらに関する調査研究を進めるとともに、市民への情報発信や啓発活動に努めます。

4 文化財防災の推進

文化財防災を推進するため、防災施設の整備を促進するとともに、宇治市文化財みまもり隊等地域と連携した防災組織を充実するなど防災力の向上を図ります。



宇治上神社拝殿



大幣神事

交通安全と
バリアフリーの推進

現況と課題

交通事故の発生件数・負傷者数とも2005年（平成17年）度をピークとして減少傾向にありますが、高齢者における事故の割合は増加傾向を示しています。

宇治槇島線等、幹線道路の整備を行っているものの、生活道路が幹線道路の迂回路となっていることが一つの事故要因であることから、幹線道路と生活道路の役割を区分し、関係機関と協議しながら、交通規制や横断歩道・歩行者用信号の設置により、子どもから高齢者まで安心して歩くことができるようにさらなる安全対策を実施していく必要があります。

道路等ハード面での整備だけでなく、市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るとともに、市民ボランティアと連携し、安全対策を進めていくことが重要です。また、「宇治市自転車の安全な利用を促進する条例」が施行したことを受け、自転車を安全に利用する方法についての市民理解を深めるとともに、交通ルールが遵守され、マナーが向上するような対策の検討を進めていく必要があります。これまでも、講習会や学校及び町内会・自治会と一体となった交通安全教室を開催し、交通安全の推進に努めていますが、交通事故、交通渋滞など、緊急活動を阻害する要因をさらに調査・検証し、家庭・地域・職場が一体となって、交通安全に向けた取組を推進していく必要があります。

また、違法駐輪は歩行者の安全な移動の妨げとなっており、その対策として、各駅前の駐輪場は交通秩序の意識向上や適正な駐輪に有効ですが、駐輪場の不足や稼働率の差、施設の老朽化など様々な問題が顕現しており、今後の市内の駐輪場のあり方について検討していく必要があります。

バリアフリーについては、これまで2005年（平成17年）度に策定した「宇治市交通バリアフリー全体構想」に基づき、市内を7つの地区に分け、大久保駅周辺地区及び宇治駅周辺地区の2地区において基本構想を策定し、駅施設のバリアフリー化や周辺道路の歩道整備、信号機への音響装置の設置など、駅周辺の一体的なバリアフリー化の方策や、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解し、協力できるような心のバリアフリーの施策について取り組んでいます。その後、2011年（平成23年）のバリアフリーに関する国の基本方針の見直しにあわせ、市内の全ての鉄道駅がバリアフリー化の対象となったため、今後学識経験者や関係機関と調整しバリアフリー全体構想の見直し等を行い、未実施の駅施設については、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業の進捗にも配慮しながら計画的な取組を検討していく必要があります。

目標

子どもから高齢者まで安心して移動することができるよう、交通安全に向けた取組と公共施設のバリアフリー化を推進します。

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
交通事故件数	892件 (平成24年)	↘	↘	
バリアフリー基本構想 作成箇所数	2箇所	↗	↗	

取組の方向

1 交通安全対策の充実

市民の交通安全を確保するため、交通安全教育の実施や各種啓発活動を推進します。

2 駐車秩序の確立

自動車・自転車等の駐車秩序を維持するため、駐車場の運営・整備を行うとともに、自転車等の放置防止の啓発に努めます。

3 バリアフリー化の推進・促進

高齢者・障害者等の移動を円滑化するため、鉄道駅や周辺道路などをはじめとしたバリアフリー化を進めます。



交通安全教室



秋の全国交通安全運動（9月30日）

関連部門計画

- 宇治市交通安全計画
- 宇治市交通バリアフリー全体構想
- 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想
- 大久保駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

大分類 **5** 歴史香るみどりゆたか
快適なまち

中分類 **3** 快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり

小分類 **2** 公共交通機関の
整備促進

現況と課題

本市ではJR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道が都市公共交通の骨格を形成しており、市民の重要な交通手段となっています。

JR奈良線の高速化・複線化第一期事業において、宇治駅橋上化改築、JR小倉駅設置や一部区間の複線化がなされ、京都市営地下鉄東西線の六地蔵駅までの延伸化に伴い、運行本数の増加・高速化が図られました。さらなる市民の利便性の向上のため第二期事業の取組を推進する必要があります。

第二期事業にあわせ、JRの主要駅における利便性の向上や観光客誘致などの事業効果をより高めるための取組の検討を行っていくことが必要です。

一方、市民の身近な交通手段である路線バスは、路線数や主要6箇所のバス乗降客数は、減少に転じています。市民の利用促進や事業者による運行確保に努められたものの、自家用車の利用等による乗降客数の減少に伴い、不採算路線の廃止等によってバス路線数も減少しました。再編後のバス路線の採算性を検証するため実施した実証実験を踏まえ、地域と協働し公共交通の確保に努める必要があります。

路線バスだけでなく公共交通の利用者数は、全体としても減少傾向にあります。今後は、交通結節点の機能強化等によってバスと鉄道の連携を促進し、より利用しやすい公共交通機関を目指して、利用者・事業者・行政等が一体となって、モビリティ・マネジメントの取組も含め、自家用車から公共交通機関への利用促進を図るなど取組を推進していく必要があります。

また、バス路線の廃止等に伴う交通不便地については、将来人口の減少や高齢者等の交通弱者の増加が見込まれる中で、地域と協働した交通手段の確保の状況も踏まえ、今後の公共交通のあり方についての検討が必要です。

目標

自動車交通から公共交通機関への利用促進を図るため、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進します。

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
市内鉄道駅乗降客数	14.8万人/日	→	→	
主要バス乗降客数	1.0万人/日 (平成23年度)	→	→	
バス路線数	58路線	↘	↘	

取組の方向

1 鉄道輸送力の増強及び安全性の向上

利用者の利便性向上のため、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に取り組むとともに、輸送力増強のためJR奈良線の全線複線化及び安全性の向上のため近鉄京都線の立体交差化などを促進します。

2 バス交通の確保及び公共交通のあり方の検討

バス交通を市民の身近な交通手段として確保するため、より利用しやすいバスサービスの向上等により利用促進を図るとともに、交通不便地等の公共交通のあり方について検討し、市民と協働し交通手段の確保に努めます。



バスの乗り方教室

関連部門計画

- 宇治市総合都市交通体系計画

現況と課題

本市は、総面積6,755haのうち、都市計画区域4,654haを都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための地域として、市街化区域2,224haと市街化調整区域2,430haを設定しています。市街化区域については、地域の实情に応じた土地利用を誘導し、望ましいまちづくりを実現するため、将来人口や地区特性など長期的な展望に立った都市基盤施設の整備等を計画的に進める必要があります。また、周辺地域については、都市の機能や役割の変化などに留意し、計画的に基盤整備を進める必要があります。

また、都市基盤整備を進める上で土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害時の都市基盤の早期復旧などの観点から、今後、土地境界を明らかにする地籍調査について検討を行う必要があります。

こうした市街地等の計画的な整備を進めるためには、土地利用の規制・誘導を図っていく必要があります。その中心的な役割を果たすものに「都市計画法」と「建築基準法」があります。「都市計画法」は、都市の整備・開発及び保全を行う地域を区分し、整備・開発についてはその用途を指定するほか、用途地域ごとの建ぺい率や容積率について定めています。「建築基準法」は、敷地単位での建築における基準を定めています。特に本市は、「建築基準法」に基づき特定行政庁として建築確認業務を実施しており、今後も建築確認・検査制度的な確かな履行を図り、工事監理や中間・完了検査の実効性を高めることにより適正な建築物の供給を担保していく必要があります。

さらに本市では、これら法規制に加え、市民参加のまちづくり、景観の形成及び開発事業の調整に関する基本的事項について定めることにより、良好な住環境の整備及び景観の形成を図るため、2008年（平成20年）度に施行された「宇治市良好な居住環境の整備及び景観形成を図るためのまちづくりに関する条例（宇治市まちづくり・景観条例）」に基づいて、南陵町地区まちづくり協議会により地区まちづくり計画が策定され、市民協働によるまちづくりが推進されました。今後も、市民参加のまちづくりを促進し、市民・事業者・行政が連携・協働して地域の特性を活かし、調和を図りながら、誰もが住みたい、住んでよかったまちづくりを進めていく必要があります。

目標

市街地の計画的な整備を進めるため、都市計画の方針を明確にして規制・誘導策を活用しつつ、都市基盤施設の整備に取り組むとともに、市民・事業者・行政が協働して地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むことにより、良好な市街地の形成に努めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
地区まちづくり計画 区域面積	20ha	↗	↗	まちづくり協議会認定団体数6 (平成24年度)

取組の方向

1 計画的な都市施設・都市基盤の整備

地域特性を踏まえた計画的な都市施設・都市基盤の整備を進めるため、「都市計画マスタープラン」等に沿って事業を展開し、魅力ある都市空間の形成に努めます。

2 協働によるまちづくりの促進

市民・事業者・行政が連携したまちづくりを促進するため、「宇治市まちづくり・景観条例」に基づく地区まちづくり計画を策定するなど良好な住環境形成に努めます。

3 土地利用の規制・誘導

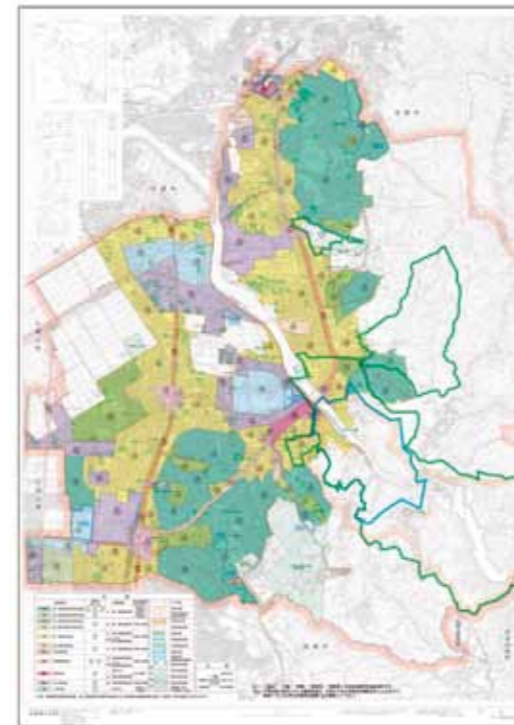
無秩序な開発事業を防止し、安全で良好な土地利用を促進するため、法規制とあわせて、地域の特性やまちづくり方針を反映した規制・誘導を行います。

4 適正な建築物の確保

建築物の安全性の確保を図るため、適正な建築や工事監理を促進するとともに、的確な建築確認・検査制度の履行を図ります。

5 発展を支える都市基盤の整備

今後予定されている新名神高速道路の開通、JR奈良線の複線化による交通環境の変化を踏まえた、都市基盤整備のあり方の検討を行います。



都市計画総括図

地区まちづくり計画
(南陵町地区まちづくり協議会)

関連部門計画

- 宇治市都市計画マスタープラン
- 宇治市みどりの基本計画
- 宇治市景観計画
- 宇治市開発事業ガイドライン

大分類 **5** 歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類 **4** 良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類 **2** 道路の整備

現況と課題

宇治市域周辺では、京滋バイパスの延伸、京都第二外環状道路や第二京阪道路など、広域幹線道路網の整備が進み、市民の利便性は向上しています。これまで本市でも、交通政策を最重要課題の一つとして、黄檗山手線や宇治槇島線をはじめとした道路整備等を実施してきました。

幹線道路の整備については、広域ネットワークの形成等多角的な視点を持って、関係機関との連携を図りつつ都市計画道路網を中心に整備を図ってきました。しかし、未整備の都市計画道路の多くは、高度成長期以前に決定された路線であることから、2005年（平成17年）度より都市計画道路網の必要性・実現性等の検証を行い、2012年（平成24年）度、必要性の低くなった路線の都市計画変更を行い見直しを完了しました。

今後は、都市計画道路網及びその他必要な幹線道路を含めた各路線の整備について、交通需要や利用者ニーズ及び災害時の道路網の確保を踏まえながら必要性、緊急性及び財政状況などを勘案した整備方針を検討し、それに沿った取組を推進する必要があります。

幹線道路を補完する補助幹線道路等の整備については、上記の整備方針と整合を図りながら幹線道路へのアクセスの円滑化とともに、利用者のニーズを踏まえて安全な通行の確保や歩行・自転車空間の整備など、安全で快適な道路整備の推進を図っていく必要があります。また、2012年（平成24年）に京都府亀岡市で発生した通学路での事故を受け、児童・生徒の通学路における緊急安全対策の実施やJR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い利便性の向上を図るため、JR六地蔵駅、JR新田駅の駅周辺の整備や踏切の改良などについて検討する必要があります。

一方、道路の維持管理については、定期的な点検や老朽化対策の実施により事故の未然防止に努めるとともに、既存施設の有効活用や長寿命化に取り組む必要があるため、橋梁については、2012年（平成24年）度に長寿命化計画を策定し、計画的な修繕に取り組んでいます。また、市民からの要望等に迅速に対応し維持補修に努めていますが、老朽化した側溝改修等数多くの要望に対応するためには、ライフサイクルコスト低減の考え方をもちって計画的かつ効果的な道路の補修・更新を進める必要があります。

目標

安全で快適な道路環境を整備するため、道路の機能・役割を明確にすることにより、交通需要や利用者のニーズに応じた整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
安全な道路の整備	整備	↗	↗	
既存施設の長寿命化対策 (橋梁)	—	↗	↗	2013年（平成25年）度から計画的実施

取組の方向

1 道路の整備

ネットワークの強化と交通渋滞の緩和のため、必要な幹線道路の整備について検討します。

2 道路の改良

道路の安全性・快適性等を向上させるため、市民ニーズを反映した交差点改良や歩道等の改良を行います。

3 道路の適正な管理

道路を効率的に維持するため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

4 私道整備の促進

私道の安全性の確保や適正な維持管理を促進するため、市民からの相談に応じるとともに、助成による私道整備を促進します。

5 駅周辺の整備

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い、利便性の向上を図るため、駅周辺等の整備を進めます。



橋梁拡幅（遊田線）



道路拡幅（小倉安田線）



歩道改良（西田熊小路線）



踏切拡幅（折坂三番割線）

関連部門計画

- 大久保駅周辺地区整備構想
- 都市再生整備計画（大久保駅周辺地区）
- 橋梁長寿命化修繕計画

大分類 **5** 歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類 **4** 良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類 **3** 河川・排水路の整備

現況と課題

本市の中央を流れる宇治川は、過去における大出水の経過を踏まえ、流域の変化に対応するため、国において計画高水量を1,500m³/秒とした大規模な改修が実施されています。

本市にとって宇治川改修は、治水対策上不可欠な事業であり、早期完成に向け、引き続き積極的に事業の促進が図られるよう国に要望していく必要があります。

また、本市には、京都府管理の一級河川が9河川あり、京都府によって一級河川に対して順次改修工事が進められています。2012年(平成24年)の京都府南部地域豪雨では、それらの多くの中小河川が氾濫(溢水)し、流域の広い範囲での浸水被害の発生や、近年の異常気象による局地的豪雨(ゲリラ豪雨)等の発生状況からも、河川改修工事の促進は急務であり、京都府が策定の「淀川水系宇治川圏域河川整備計画」の早期実施等、上流末端までの完全改修に向け要望していく必要があります。また、一級河川から上流の本市管理河川についても一級河川の整備計画との整合を図り、「普通河川整備計画」の策定に向け検討を行う必要があります。

一方、内水の浸水防除対策としては、都市化の進行に伴う流出係数の増加や近年の異常気象などにより都市型の浸水被害等が発生している地域を中心に、排水路等の改修工事及び小・中学校での雨水流出抑制施設設置事業を推進するとともに、広域的な対策としては、流末の排水機場の改築更新を検討していく必要があります。

京都府南部地域豪雨をはじめ近年の局地的豪雨においては、地域に降った雨を排水路に集めて流す従来の方法のみでは対応できず、内水氾濫により道路冠水や家屋等への浸水被害が頻発しています。これらの対策として雨水の流出抑制事業である「流域貯留浸透施設設置計画」及び西宇治地域の広域的な雨水対策として貯留施設の整備を含めた「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」に沿って、計画的に事業に取り組む必要があります。

また、河川・排水路の流下能力の確保のため、引き続き浚渫等の適正な日常の維持管理に努めるとともに、さらに雨水流出抑制事業については、市単独での取組だけでなく、市民・事業者等との連携により雨水流出抑制策の拡大に向けた取組の検討を行う必要があります。

目標

局地的豪雨等による浸水被害を防ぐため、国や京都府が管理する河川改修の促進を要望するとともに、河川・排水路の改修及び雨水貯留や浸透等の雨水流出抑制策を推進します。

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
市設置の流出抑制施設数	小・中学校 4箇所	↗	↗	

取組の方向

1 河川・排水路の改修

浸水被害を防止するため、河川・排水路の改修を推進するとともに、「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」に沿って事業の推進に取り組みます。

2 河川・排水路の適正な管理

河川等の流下能力を確保するため、浚渫等の日常維持管理や老朽化対策に努めるとともに、護岸等の計画的かつ効果的な管理に努めます。

3 広域の治水対策の促進

一級河川や巨椋池排水幹線などの改修・整備を促進するため、国や京都府に早期の完全改修及び流末排水機場の能力増強に向けた取組を要望します。

4 流出抑制の推進

局地的豪雨による下流域の浸水被害の軽減のため、公共施設等における雨水流出抑制施設の計画的な設置拡大を図るとともに市民や事業者へ雨水流出抑制策の普及・促進に努めます。



槇島17号排水路



南宇治中学校グラウンド貯留

関連部門計画

- 流域貯留浸透施設設置計画
- 宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画

大分類 **5** 歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類 **4** 良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類 **4** 住宅の整備

現況と課題

本市は、京都・大阪への通勤圏に位置し、1960年代（昭和30年代後半）から、都市基盤が未整備のまま急激な宅地開発が進められたため、一部の地域においては、狭小な住宅が増加することとなり、住環境の悪化を招きました。そのため、「開発指導要綱」や「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」に基づき、良好な住環境の整備に努めてきました。

近年は、少子高齢化の進展等住宅を取り巻く状況は新たな展開を見せており、市民の価値観や家族形態などの多様化により、バリアフリー化をはじめ、シックハウス症候群への対応等健康面についても対策を講じていくことが必要です。また、地球温暖化防止や自然環境保全のため、長期使用可能な良質な住宅の形成や省エネルギー型の環境共生住宅の整備を促進するなど地球環境に配慮した住まいづくりを促進していく必要があります。さらに、住宅・建築物の耐震化を進めるため、耐震診断・改修に関する必要な情報の提供が求められています。

国では、これらの今日的課題解決に向けた方向性を示すものとして、2006年（平成18年）に「住生活基本法」が制定されました。この法に基づき、全国計画や都道府県計画が策定され、本市でも住宅施策の指針となる「宇治市住宅マスタープラン」を2007年（平成19年）度に策定しました。2016年（平成28年）度までの計画のため、今後、次期「宇治市住宅マスタープラン」について検討を実施していく必要があります。

一方、公営住宅については、老朽化が進んでおり、効果的、効率的な管理に努めるとともに、今後も計画的な改修を進める必要があるため、2013年（平成25年）度に「宇治市公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。

また、「公営住宅法」の改正により公営住宅をグループホーム等の福祉施設として使用することが可能となり、民間住宅での高齢者向け優良賃貸住宅等、在宅の高齢者を対象とした住宅施策や福祉分野との連携を今後も強化することが必要です。

目標

市民の多様な住宅ニーズに対応するよう、安全で快適な住宅の形成を促進するとともに、公営住宅の有効的なストック活用と良好な住環境への整備に努めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備 考
良好な住環境整備の推進	推進	推進	推進	

取組の方向

1 市営住宅の適正な管理

市営住宅を効率的に維持するため、バリアフリー化等多様な住宅ニーズに対応した良質なストックの活用にも努めるとともに、計画的かつ効果的な管理に努めます。

2 福祉分野との連携

誰もが安心して居住できるようにするため、多様な福祉ニーズを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとした福祉施策と連携した住宅施策を推進します。

3 良好な住環境への情報提供

快適な住環境の形成を図るため、住宅の耐震化に関する制度等多様なニーズに対応した居住支援策等の情報提供に努めます。



市営住宅の様子（黄檗4棟）

関連部門計画

- 宇治市住宅マスタープラン
- 宇治市公営住宅ストック総合活用計画
- 宇治市公営住宅等長寿命化計画

大分類 **5** 歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類 **4** 良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類 **5** 上水道の整備

現況と課題

本市の水道事業は、2005年（平成17年）度に給水人口が19万人を超え、現在の上水道の普及率は99.5%となっています。

水道未普及地域であった山間部の二尾・池尾地区についても、簡易水道事業・飲料水供給事業により、2000年（平成12年）度から給水を開始し、両事業に専用水道も含めた市全体の水道普及率は99.9%となり、市内全域における面的な整備はほぼ完了しています。

近年の水需要の状況は、1991年(平成3年)度に策定した「第6次新設拡張計画」の予測よりも、景気低迷、市民の節水意識の向上、少子高齢化や家電等の節水型機器の普及などによって大幅に下回っています。

さらに、老朽管や鉛給水管などがまだ多く布設されていることから、漏水により、有収率が低下傾向にあります。

水道事業の経営状況は、水需要や開発件数の減少などから、今後水道料金等歳入の増収が見込めないため、さらに厳しくなっていくと考えられます。このため、水の安定供給に向けて整備拡張を進めてきた浄水施設や基幹管路などについては、水道事業の経営面からも適正な施設能力と規模を見定めた更新を行っていく必要があります。水道事業は「地方公営企業法」により独立採算制で運営することとされており、これまで以上に効果的、効率的な運営により経営の健全化に努め、市民が安全に安心して暮らせるように水道水を供給するため、適正な管理、施設の再編を今後も実施していく必要があります。

また、効果的、効率的な運営に努めながらも、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓から、市民のライフラインである水道施設の耐震対策が必要であり、老朽管の改良や「宇治市地域防災計画」に沿った対策を引き続き実施していく必要があります。さらに、上水道への統合を進めている簡易水道事業については、統合後も山間地域への水道水の安定供給のため、引き続き当該地域の水道施設を適切に維持管理していく必要があります。

目標

安全で、安心して暮らせる水道水の供給という基本理念に基づき、将来の水需要に対応した整備に努め、効果的、効率的な水道事業の運営を図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備 考
営業収支比率 (企業固有活動の収益率)	101.1%	↗	↗	
有収率 (料金収入水量の割合)	91.0%	94.2%	94.5% (平成31年度)	

取組の方向

1 適正な水質管理

安全で安心できる水道水を供給するため、水質管理体制の充実を図り、適正な管理に努めます。

2 水の安定供給

良質な水道水の安定供給のため、水源の確保に努めるとともに、水道施設の再編成及び水道施設の耐震化に努め、給水機能の強化に取り組みます。

3 環境に配慮した事業運営

環境に対する負荷の低減を図るため、水道施設におけるエネルギー使用の効率化やクリーンエネルギーの導入などに取り組みます。

4 計画的、効率的な健全経営

水道事業の健全経営のため、独立採算制の趣旨を踏まえ、事業の効果的、効率的な事業運営に努めます。

5 山間地域への安定した水の供給

山間地域への水道水を安全で安定的に供給するため、水道施設の適切な維持管理に取り組みます。



宇治浄水場



水道週間

関連部門計画

- 宇治市地域水道ビジョン
- 宇治市水道防災計画

大分類 **5** 歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類 **4** 良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類 **6** 下水道
(汚水・雨水)の整備

現況と課題

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るとともに浸水を防除する根幹的な都市基盤施設です。

本市の公共下水道(汚水)は、1971年(昭和46年)度に都市計画決定を行い、1977年(昭和52年)度に事業認可を受け事業を実施しており、地理的条件から宇治川を境に右岸に東宇治処理区(計画区域面積843ha)と、左岸に洛南処理区(計画区域面積1,578ha)の2つの処理区を設けています。

東宇治処理区は、単独公共下水道として、1977年(昭和52年)度に事業着手し、1986年(昭和61年)度から順次供用を開始しています。洛南処理区は、京都府木津川流域下水道の関連公共下水道として、1983年(昭和58年)度に事業着手し、1989年(平成元年)度から順次供用を開始しています。2012年(平成24年)度末時点、東宇治と洛南の両処理区をあわせた下水道普及率(整備率)は、82.5%となっており、2021年(平成33年)度の管渠整備完了に向け、おおむね計画通りの整備進捗が図れています。まずは、2015年(平成27年)度の東宇治処理区の整備完了に向けて取り組んでいます。

本市の公共下水道(雨水)は、1981年(昭和56年)度から宇治川右岸地域の黄檗排水区等(排水区域面積253ha)の整備事業に着手し、2003年(平成15年)度に黄檗排水機場が完成しました。また、宇治川左岸地域については、2007年(平成19年)度から井川排水機場の改築更新事業に着手し、2012年(平成24年)度に完成しました。さらに、局地的な豪雨等による浸水被害を防止し、快適な生活環境へ改善するため、「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」を策定し、引き続き西宇治地域の雨水排水の都市基盤整備事業として、下流域への雨水流出量の軽減を行う広域的な大型雨水貯留施設の整備を中心に整備計画を検討し、2014年(平成26年)度中に「都市計画法」に基づく事業認可や公共下水道(雨水)事業の計画協議を行い、早期実施に向け取り組んでいく必要があります。

公共下水道の整備は多額の費用を要するため、下水道整備計画に沿って計画的、効率的に整備の進捗を図ることが必要です。

維持管理については、ライフサイクルコストの最小化を考慮し、財政計画とバランスの取れた事業実施に取り組んでいますが、今後発生する管渠、処理場設備の老朽化問題について、対策の検討を行っていく必要があります。

また、公共下水道への接続については、「下水道法」等で供用開始から一定期間内に接続することが法的に義務付けられていますが、水洗化率(公共下水道への接続率)は、85%程度にとどまっています。接続勧奨等の普及活動を実施しているものの、未接続世帯もあるため、都市基盤施設としての役割及び経営の健全化の観点からも普及対策の強化に取り組み、水洗化率の向上を図っていく必要があります。

下水道特別会計については、2015年(平成27年)度からの公営企業会計の導入に向けて取り組んでいます。

目標

快適な生活環境への改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の施設整備を進めるとともに、効果的、効率的な事業運営による経営の健全化を図ります。

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
公共下水道普及率 (下水道の整備率)	82.5%	94.3%	整備完了予定	
公共下水道接続率 (水洗化の割合)	84.9%	86.5%	↗	

取組の方向

1 公共下水道の整備

水質保全及び浸水被害の防止のため、管渠・処理場等の下水道施設(汚水・雨水)について計画的、効率的に整備を行います。

2 公共下水道の適正な管理

公共下水道を効率的に維持するため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的、効果的な改築・管理に努めます。

3 水洗化の促進

公共下水道整備地域の水洗化率の向上を図るため、未接続家屋等への接続勧奨・指導を行います。

4 計画的、効率的な健全経営

下水道事業の健全経営のため、効果的、効率的な事業運営に努めるとともに、適正な受益者負担を求めます。



下水道工事(推進工法)



東宇治浄化センター

関連部門計画

- 宇治市公共下水道整備計画
- 宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画